

別表十一（一）の記載の仕方

- | | |
|---|---|
| <p>1 この明細書は、法人が法第52条第1項又は第5項（個別評価金銭債権に係る貸倒引当金）の規定の適用を受ける場合に記載します。</p> <p>2 平成23年12月改正令附則第5条第6項（貸倒引当</p> | <p>金勘定への繰入限度額等に関する経過措置）に規定する経過措置金銭債権については、「7」から「17」まで及び「19」から「24」までの各欄は、記載しません。</p> |
|---|---|